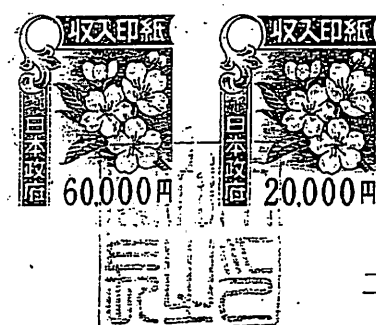


市民文教委員会資料
平成26年3月13日
市民局生活安全課



土地売買に関する仮契約書

岡山市が施行する 新斎場整備事業 のために必要な土地について、所有者 三和興産株式会社を甲とし、岡山市を乙とし、甲と乙との間に土地の売買について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

第2条 乙は、甲の所有に係る次の土地を新斎場整備事業の候補地として買収するものとする。

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積 (㎡) | |
|---------|---------|----|-----|--------|----|
| | | 公簿 | 現況 | 公簿 | 実測 |
| 岡山市北区富吉 | 2707番1 | 山林 | 雑種地 | 4,424 | |
| 岡山市北区富吉 | 2707番5 | 山林 | 雑種地 | 1,269 | |
| 岡山市北区富吉 | 2707番6 | 山林 | 雑種地 | 6,854 | |
| 岡山市北区富吉 | 2707番7 | 山林 | 雑種地 | 17,670 | |
| 岡山市北区富吉 | 2707番8 | 山林 | 雑種地 | 20,548 | |
| 岡山市北区富吉 | 2738番38 | 山林 | 雑種地 | 1,995 | |
| 岡山市北区富吉 | 2738番40 | 山林 | 雑種地 | 291 | |
| 岡山市北区富吉 | 2738番35 | 山林 | 雑種地 | 8,028 | |

第3条 売買代金は、総額405,801,500円とする。

第4条 乙は、前条の売買代金は次の区分により甲へ支払うものとする。

| 支払期日 | 金額 |
|------------|--------------|
| 所有権移転登記完了後 | 405,801,500円 |

2 乙は、甲からの正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第5条 売買物件の所有権は、この契約締結と同時に甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、26年3月31日までに売買物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

第6条 甲は、前条第2項に定める引き渡しの日までにこの売買物件について、工作物、抵当権、賃借権その他形式内容のいかんを問わず、乙の所有権の完全な行使を阻害するような一切の負担を除去し、乙になんらの迷惑を及ぼさないものとする。

第7条 所有権移転登記を乙において行い、これに要する費用は、乙が負担するものとする。

2 甲は、前項の所有権移転登記に要する承諾書、印鑑証明書等必要な書類を乙に提出するものとする。

第8条 この契約に必要な収入印紙に要する費用は、乙が負担するものとする。

第9条 土地に関する公租公課その他一切の費用については、所有権移転の日の前日までの原因によるものは、甲の負担とする。

第10条 甲は売買物件につき、かし担保責任を負い、危険負担するものとする。

2 売買物件につき、乙による現地調査の結果または新斎場整備事業施工中に、平成24年3月1日付け産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書による廃止確認項目と異なる項目が検出された場合には、甲の責任において適切に処理するものとし、処理に要する費用は、甲の負担とする。

3 甲が前項の義務を履行できないとき、もしくは甲による前項の義務の履行が不可能であると乙が判断したときは、乙は甲に対し、売買物件の買い戻しを求めることができる。この場合において、甲は、乙の買い戻しの意思表示後1月以内に、売買物件を第3条に規定する売買代金と同額で乙から買い戻すものとする。

第11条 この契約に関し、疑義のあるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この仮契約書は、議会の議決を経たときに、本契約とみなし、改めて契約の締結はしないものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年2月13日

甲 岡山市北区三和1553番地
三和興産株式会社
代表取締役 重本 郁代

乙 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

